

特集

宮本憲一先生出版記念講演録

『戦後日本公害史論』から何を学ぶか

除本理史(大阪市立大学大学院経営学研究科教授)

大阪市立大学の除本と申します。宮本先生のご研究を後から追い掛けてきた者として、今回の大著のご出版を心よりお慶び申し上げます。

今日は3点ほどお話をさせていただきたいと思っております。第1は、本書の方法についてです。第2は、本書第2部で扱われている環境再生論についてです。第3は、寺西先生や淡路先生がおっしゃったこととかかわってきますけれども、学際的研究、そして政治経済社会システム全体に対するトータルな視点についてです。

では、早速1つ目の点からお話をさせていただきたいと思います。

本書は公害史ではなく公害史論であるということですが、単なる時系列的な歴史叙述ではなく、「私が現場で経験し、その中で理論化する上で、最も重要と思えた公害・環境問題に重点を置いて、その歴史を書いた」(本書16ページ)と表現されています。

同じページで、次のようにも書いてあるんですね。「公害・環境の科学は新しいので、現場に行かなければわからないことが多い。幸いなことに私は公害研究委員会のメンバーなど学際的なチームで国内外の重要な公害地域、あるいは環境汚染・破壊が予測できる重要な経済開発予定地域を調査できた。また裁判や住民運動にも研究者として参加した。社

会活動としての日本環境会議での仕事は、70年代以降の戦後公害史の波の中にいたような経験であった。いうまでもなく現状を調査し経験するだけでは行き詰るが、次第に公害・環境論も体系化できるようになり、それが新しい公害の研究を支えた」。

宮本先生が社会運動と密接な関係をもちながら研究を行ってきたことはよく知られています。先生は社会運動に対する研究者の役割を、大内兵衛の言葉を借りて「観測班」と表現し、政策の重点目標や効果などを伝達・分析するものと位置づけています(『環境と自治——私の戦後ノート』岩波書店、1996年、245ページ)。その研究史をたどることによって、戦後日本の公害問題の教訓を明らかにするのが、本書の目的であり、方法でもあるのだということです。

先生の研究史をたどることによって、戦後日本の公害問題の教訓を明らかにするというと、自分史的な研究史。これが歴史叙述になってしまうというところに、宮本先生のすごさがあるのですが、淡路先生もおっしゃったように、いろいろな場に深く関与しておられたので、そういうことが可能になるということだろうと思います。このことが、次に述べる環境再生論の中でも大いに発揮されるということになるわけです。

本書第2部は「公害から環境問題へ」と題

されています。1970年代以降、ポスト工業化や経済のグローバル化の中で、公害・環境問題もそれに伴った変化をしていくわけです。それが7章、8章で論じられ、それを受けて9章で環境再生論が出てくるわけです。

私は宮本先生が環境再生論を提起されたところに院生だったものですから、寺西先生に課題を与えられて、川崎で環境再生の研究会が始まったときに、その一部を担当させていただいたことがございます。同じ時期に公害研究委員会にもかかわるようになって、先生に直接お目にかかる機会も出てきたのですが、私自身も環境再生について、いくつか論文を後に書くようになりました。その立場から本書第2部の環境再生論について、今日はすこしお話をさせていただきたいと思います。

環境再生とは何か。複数の定義の仕方があろうかと思えます。淡路先生は、公害対策から資源循環へと環境政策の柱が打ち出されてきて、新たに3本目に立てられるべき柱であると、政策論的な位置づけをされています。つまり、汚染とか物質循環というフローに対する対策ではなくて、ストック——汚染が蓄積されてきたり、被害が累積してきたこと——への対策という新たな領域に、環境政策を広げていくべきではないかという議論です。

中村剛治郎先生にしたがえば、ポスト工業化段階における都市発展戦略であるという位置づけ方ができるかなと思います。いままで破壊されてきた環境、あるいは蓄積されてきた汚染。こういうものを浄化し、環境を回復して、あるいは将来に向かって保全をしていくことが、都市発展、都市再生の軸になっ

ていくべきではないかということです。

環境再生論は、宮本先生が公害問題に取り組んでいかれる中で、運動との接点を持ちながら理論的な考察を深められてきた。それが現実の環境問題への解決へと生かされていくというプロセスが非常に鮮やかに表れている例ではないかなと思っています。

宮本先生が環境再生論につながる議論を始めたのは非常に早く、四日市の判決直後に、こういう文章を書かれているんですね。「判決と現実のギャップ」という『ジュリスト』に掲載された論文で、岩波新書『地域開発はこれでよいか』にも収録されています。

「判決はまことに立派であった。だが、…10年の歳月をへて、数年の裁判の結果として、わずかに9名の患者〔原告〕の救済措置がとられたのみである。犯人と断定された企業の煙は依然として吐きだされ、毎月20名以上の患者がふえている」。したがって「被害者の無条件即時全面救済」が必要であるし、「企業の破壊した海・河川・大気・緑地などの自然を最低限、人々が利用できる環境に回復することが、企業の責任である」（『地域開発はこれでよいか』岩波新書、1973年、108-110ページ）。

このように、環境再生の議論がすでに出ているわけです。この視点が、後に環境問題のピラミッドなどと称されるようになった、本書11ページに掲載されている環境問題の全体像の図にも関係してきます。つまり、単に公害による健康被害だけではなく、その前提にある自然破壊、アメニティの損失の段階でまずきちんと対策を打っていくべきであると、私はこのピラミッドの図を、ダイナミックな議論として、つまりスタティックな構造

として見るのではなく、どの時点で対策を打っていきべきかという被害の連続性と対策に対する警鐘の理論として読んでいますけれども、四日市判決直後のご論文の中に、すでにこの視点があらわれているということです。

いったん公害被害が起きてしまうと、いわば先ほどのピラミッドの頂点へと至る動態的な展開の逆をやらないといけないということになります。公害被害者の救済をして、それからさらに、その根底にある地域の環境や地域社会、コミュニティの再生まで至って、はじめて公害被害者が救済されたといえる、ということです。

本書679ページにそのことが書かれています。「公害が発生するのは、その地域の自然や社会が侵害され、あるいは変容する行為が放置され、生活の質が悪くなり、基本的人権の侵害が累積した結果として発生するのである。水俣病や四日市公害が典型である。そこで公害対策は被害者救済で済むのではなく、地域の自然や社会を正常な状態に再生しなければ、その原因をなくすことはできない。したがって、環境の再生をし、安全で非差別の民主主義が保障され、アメニティのあるまちづくりをしなければ公害対策は終わらないのである」。

この理論は、現に大阪・西淀川のおおぞら財団とか、私が少しかかわった川崎での取り組みなどに、実際に生かされています。宮本先生からするとまだまだ、もっと大きな構えでやれということも多々あると思いますけれども、運動が發展していく方向性を宮本先生が指し示されて、地域住民の取り組みがそれを実現してきたという1つの好例かなと思っています。

西淀川の取り組みについては、宮本先生に監修していただいて、『西淀川公害の40年』をミネルヴァ書房から2013年に出しました。その第1章で、宮本先生が西淀川の公害反対運動と接点をもちながら、自らも大阪都市環境会議の活動などにも取り組みつつ、環境再生の理論を發展させ、かつ、運動もそれと呼応するように發展してきた経緯、相互規定的な發展の過程を書いておりますので、ご関心のある方はご覧いただければと思います。

最後に、学際的研究が重要であるということです。これは公害研究委員会の方法でもあるわけです。公害・環境問題の解決策は、特定の学問分野では導けない。これは当然だと思ふんです。そのことから必然的に要請されるわけです。

例えば公害健康被害の実態を解明して、原因を究明していく。それだけではなくて、被害を救済し、再発を防ぐ。そのための方策を立案していくためには、複数の学問分野がコラボレーションしないといけない。

現在、いろいろな環境関連学会が立ち上がっております。本来いろいろな分野を統合すべき環境研究が、ややもするとそれぞれの学問分野に分割、回収されてしまいかねないようにも見えます。研究は、問題を特定して絞り込むことによって發展する面がありますから、ある意味、そうした動きが出てきちゃうというのも分かるわけですがけれども、一方で例えばリサイクルの技術が發展しても、発生抑制が全然行われないうちでは話にならないということがあります。トータルなシステムへの視点というのが重要である、必要であるということだし、それを考えるためには、いろいろな学問分野が協働していかなく

てはならない。

私も原発事故の調査をやっておりますけれども、いま再稼働がどんどん進んでいて、あたかも事故被害がなかったかのような状況に回帰しつつある1つの原因が、やっぱりこういうシステム視点の欠如みたいなところにあるのかなと思っています。

いまの原発事故の対処というのは、除染、事故の収束作業、賠償、風評被害対策みたいなかたちで細分化されていって、それぞれを実施すれば問題が解決するかのようになっていきますけれども、おおもとの原発をどうするのというところでいうと、再稼働がどんどん

進んでいる。このずれというのは、環境研究の現状と二重写しに見えるかなという気がします。寺西先生がおっしゃった環境政策統合は、まさにシステム視点を政策論として出したものだと思います。

宮本先生は福島原発事故の原因を、水俣病などと同様に、政官財学複合体によるシステム公害であるとおっしゃっていますが、同時に環境政策の歴史的到達点である予防原則が働かなかったという点も問題にされています。現代の問題を読み解く上でも、本書を学ぶ意義は非常に大きいと思います。

(終了)